

定

款

株式会社 **PILLAR**

株式会社 PILLAR 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 PILLAR と称し、英文では PILLAR Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 工業用パッキン、ガスケットの製造及び販売
- (2) メカニカルシャフトシール並びに動力伝達装置の製造及び販売
- (3) 弗素樹脂製品の製造及び販売
- (4) 工業用プラスチック製品の製造及び販売
- (5) 炭素、特殊セラミック、合金、工業用ゴム製品の製造及び販売
- (6) プラント関連機器の設計、製作、販売並びに設置工事の施工
- (7) 建築工事、土木工事、鋼構造物工事、とび・土工工事、機械器具設置工事の請負及び設計施工
- (8) 船舶機器、電子機器、生物化学用機器、医療用機器の設計、製作、販売並びに設置工事の施工
- (9) 計測機器、基板及び関連する電子応用製品の製造、販売並びにこれらの製品に関連する情報提供サービス
- (10) 不動産の賃貸借・売買及び管理業並びに動産の賃貸業
- (11) 損害保険代理業
- (12) 労働者派遣業法の定める労働者派遣事業
- (13) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
- (14) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公 告 方 法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、80,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単 元 株 式 数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対して売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己の株式を有しないときは、この限りではない。

- 2 買増請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって会長及び社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長又は社長が招集し、議長となる。

- 2 会長及び社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第29条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第31条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第36条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

- 3 当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
- 4 未払の剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、第69回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第69回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項所定の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。

